浜田市民生児童委員協議会理事会 傍聴 ルール

1　傍聴の手続き

傍聴希望者は、浜田市民生児童委員協議会理事会開催日の７日前までに傍聴申請書兼同意書 （様式第１）を事務局に提出する。内容については、会長が審査し決定する。

2　理事会の開催日

理事会は、毎月第１金曜日の９：30 から浜田市総合福祉センターを会場に開催とする（1 月は除く）。

3　資料の返還

傍聴者は、傍聴を終えたときは、貸与された資料がある場合にはその資料を返還する。

4　傍聴に入ることができない者

⑴次のいずれかに該当する者は、傍聴に入ることができない。

ア 他人に危害を与えるおそれのあるものを持っている者

イ 酒気をおびていると認められる者

ウ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

エ 笛、ラッパ 、太鼓、メガホン、拡声器その他鳴物類を持っている者

⑵児童及び乳幼児は、傍聴に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。

5　傍聴者の順守事項

傍聴者は、次の事項を守らなくてはならない。

⑴会議内で知り得た情報（個人情報、相談内容等）について、外部への漏洩、SNS 等への投稿、公の場での発言をしないこと。

⑵写真撮影、動画撮影、音声録音は一切禁止とする。会議中にスマートフォンやタブレット端末等の機器を使用し、音声を記録する行為等も固く禁止とする。

⑶私語や談笑、会長の許可なく発言をするなど、会議の妨げとなる行為はしないこと。

⑷高度なプライバシー情報の保護が必要な議題（事例検討等）の際、会長の判断により一時退席を求める場合には従うこと。

⑸前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

6　違反に対する措置

⑴傍聴者が、このルールに違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる

⑵退場させられた傍聴者が、このルールに再度違反をするおそれがあるときは入場を制限することができる。

7　その他

このルールに定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会議に諮って定める。

8　施行日

このルールは、令和８年１１月６日から施行する。